

ぐんまこどもの国児童会館マスコットキャラクター使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ぐんまこどもの国児童会館（以下「児童会館」という。）マスコットキャラクター（以下「キャラクター」という。）の有効な活用を図るため、キャラクターを使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 キャラクターの名称及びデザインは、次のとおりとする。

- (1) 名称 にこっとちゃん
- (2) デザイン 次に掲げる基本デザイン及び児童会館が別に定めるその展開デザイン

基本デザイン



(使用の申請及び承認)

第3条 キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、ぐんまこどもの国児童会館マスコットキャラクター使用申請書（様式1）に次ぎに掲げるものを添えて、児童会館の指定管理者である公益財団法人群馬県児童健全育成事業団理事長（以下「理事長」という。）に申請しなければならない。ただし、理事長がその必要がないと認める場合は、この限りではない。

- (1) 定款、規約その他申請者の概要が分かる書類（申請者が法人又は団体の場合に限る。）
- (2) 企画書、製作しようとする物品の見本その他キャラクターを使用する目的及び用途がわかるもの
- (3) 前2号の掲げるもののほか、理事長が必要と認める書類

2 理事長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、申請を承認するものとする。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 児童会館の信用及び品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (3) キャラクターのイメージを損ない、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、団体、政治、思想若しくは宗教を支援するような誤解を与え、又はあたえるおそれがあるとき。
- (5) 不当な利益を得るために使用し、又はそのおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、理事長が適当でないと認めたとき。

(使用料)

第4条 キャラクターの使用料は無料とする。

(申請者の遵守事項)

第5条 申請者は、キャラクターを使用するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された目的及び用途に限りキャラクターを使用し、理事長が指示する条件に従うこと。また、その承認事項が終了した後は、速やかにデータを破棄すること。
- (2) キャラクターを使用する権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) キャラクターを使用したグッズやテンプレート素材等を販売しないこと。
- (4) 定められたキャラクターの色及び形状を理事長の承認なく改変して使用しないこと。
- (5) 児童会館又はキャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
- (6) 理事長が認める場合を除き、キャラクターに近接して、次の表記を付すこと。
「©ぐんまこどもの国児童会館／にこっとちゃん」
- (7) キャラクターを使用して製作した物品について、意匠法（昭和34年法律第125号）第3条に規定する意匠登録、商標法（昭和34年法律第127号）第3条に規定する商標登録その他著作権物に関する自己の権利を登録しないこと。

(損害の賠償等)

第6条 申請者がキャラクターの使用により児童会館に損害又は損失を与えたときは、理事長は、申請者に損害の賠償又は損失の補填を請求することができる。

2 申請者が、キャラクターの使用により他の者に損害又は損失を与えた場合であっても、理事長は、その損害の賠償又は損失の補填その他の法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターを使用する場合の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。